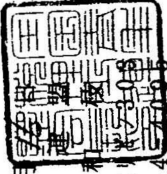




日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

税理士法改正についての要望書

平成10年7月
全国青年税理士
会 長 橋 本
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木
TEL03-3354-4162/FAX3354



貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、貴会は、税理士を取り巻く様々な環境変化に対応するため、「納税者の代理人たる税理士制度の確立を目指し」て、「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」（以下「平成7年タタキ台」という。貴会制度部平成7年6月28日公表、税理士界第1093号）を発表されました。その後この『タタキ台』の審議状況について（報告）」（以下「平成8年報告書」という。貴会制度部平成8年12月20日公表、税理士会第1111号）を発表され、本年1月、税理士法改正対策特別委員会（以下「税特委」という。）の設置を決定、2月には「税特委」第1回の会合が持たれ、税理士法改正についての本格的な作業及び運動が始まっております。

ところで、当連盟は、「税理士法改正に関する意見」（以下「当連盟意見」という。）を平成4年にまとめ、この意見をもとにさらに貴会の「タタキ台」に対する要望書を平成8年3月に提出し、当連盟の税理士法改正に対する基本的考え方を明らかにしてきたところです。

そして、貴会と当連盟の懇談会（平成9年11月、当連盟機関紙「青税連 117号p.6」の懇談要旨参照）を契機として、今般、当連盟は従

来の意見、要望を堅持しつつ、貴会に対して、最低限これだけは実現してほしいという項目を、「平成7年タタキ台」及び「平成8年報告書」について、検討してまいりました。

その検討の過程で当連盟から生まれた貴会に対する税理士法改正のための手続きに関する疑問につき質問状を提出し（本年5月21日）、この件について、貴会と懇談をもちました（本年6月15日）。税理士一人ひとりの声が民主的に、かつ、確実に反映されるような改正の手続きをとってもらうよう要望するとして、ここでは、当連盟の税理士法改正の具体的な中身について、以下に述べさせて頂きます。

当然のことながら、当連盟の基本的な意見としては、“税理士の使命”の明確化こそが、税理士法の改正を考える上での原点だということと変わりはありません。

即ち、「税理士は、租税に関する職業専門家であり、納税者の代理人として、実定法による納税義務の実現および、権利救済に奉仕することは当然であるが、さらに租税の憲法的意義をふまえて、租税制度全般にわたって、国民の権利を擁護すべき立場を堅持すべきものと認められる。」（「税理士法改正に関する基本要綱」貴会昭和46年7月公表）という考え方は、現在も当連盟の考える“税理士の使命”そのものであるといえます。

しかし、あえて現行税理士法改正論議を一步前へ進めるためにも、当面「平成7年タタキ台」の21項目に対象を絞ることは、必ずしも、意味のないことではないとの結論に到達していません。

また、WTOの議論を受けた国際的な要請と、国内の行政改革に伴う資格士業独占権見直しに関連して要請される二種類の規制緩和問題に対応しなければなりません。このことは、税理法人の制度化にも重要な関わりがあると考えられますので、慎重な対応が望まれます。

「タタキ台の基本的な考え方」（税理士界第1093号p.18）に記載されているように、今回の税理士法改正が、「税務行政手続における納税者の代理人たる地位の確立」という方向で行われ、真に国民のための税理士制度が実現されるように、特に次の点に絞って、緊急に要望を致す次第です。

記

1. 試験の免除は「平成7年タタキ台」の水準を維持すべきです。

資格取得制度については、「平成7年タタキ台」の次の叙述が重要であると思われれます。

即ち、「（税理士）試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に答えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりこそすれ、決して高めることにはならない。」（傍点当連盟）という点です。

この記述の論理的帰結は、当連盟の意見である税理士法第8条（試験免除制度）の廃止ということに当然つながります。

ただ「平成7年タタキ台」がこの当然の結論を見送り、「要するに税理士となる資格を有するためには、税法学、会計学いずれかの試験に合格した者とすべき」としている点は不十分ではありますが、現行法の改正という点では一歩前進しているところと言えます。

但し、「平成8年報告書」では「修士を対象外として博士の学位とし、また講師についても対象外とすべき」としていますが、「平成7年タタキ台」の結論からの論理的飛躍を含んでおり、その理由が明確ではありません。

一方、税務官公署経験による免除については「平成7年タキキ台」が会計学科目の受験を求めていたことに対して、「平成8年報告書」が、経験年数の伸長によって、事実上の無試験制度を存置することとされていることは重大な変質と言わざるをえません。

当連盟は、第8条の廃止ということを展望しながら、とりあえず、最低限「平成7年タキキ台」の改正案を支持します。

2. 登録時研修は、試験免除制度を補完する制度とはなりません。

ところで、「平成7年タキキ台」のⅡ、“資格取得制度の整備について”の新設項目である登録時修習については、第8条を全廃（当連盟の意見）すれば、何らこの規定が必要ではありません。

なぜなら、この新設規定の理由として引用されている平成6年9月の業務対策部員申自身のように述べているからです。

「税理士制度において、資格取得の様態は一律でなく」「税理士という同じ資格に抛りながら、登録時における共通の能力の保証が制度的に必ずしも十全でなく」「他の資格士業に比較するとき、社会に対して、むしろ奇異の感さえ抱かせる」のが税理士制度であり、よって税理士制度は、「現在の状態では、社会の信頼を失いかねない」としている点です。

つまり、「平成7年タキキ台」の第8条改正案は、この登録時研修の規定で補完、担保されていると理解することができます。しかし、逆に言えば、登録時研修の規定を免罪符にして「平成7年タキキ台」の第8条改正案をいつまでもこの地点でとどめるのであれば、それはむしろ、書あって利なしの改正となってしまおうでしょう。

資格取得後の自己研鑽は、法で強制されるものでなく、税理士個人が、税理士会をはじめとする研修制度でいかに資質を向上するかという性格のものです。とするならば、より実効ある担保は、試験免除制度を全廃した上で、税理士試験の改革に求められべきでしょう。

3. 現行の試験制度改革こそが、国民の信頼に答えうる道です。

当連盟は、「現行税理士試験は、余りにも技術的、些末的な側面が強」く、これを改めるべきで、さらに「試験では民法、商法を含めたうえで、基本的に必要な専門知識の有無を判定」することが、税理士にとって、「国民の信頼に答えうる資質を確保できる」道であると、考えています。（「当連盟意見」P.13）

後述する“「平成7年タタキ台」11出廷陳述権”との関連で言えば訴訟手続法等も試験科目の一部にすべきと考えます。

4. 調査通知の規定整備は、ぜひとも必要です。

“「平成7年タタキ台」8調査の通知”については、当連盟は「平成7年タタキ台」の示す「課税片は、納税義務者本人に通知すると否とにかかわらず、代理人たる税理士に対しては、社会通念上相当な期間をおいて、あらかじめ調査の日時場所を通知することとすべき」という改正案を、基本的に支持します。

但し、この規定の除外事由として、法律（「平成8年報告書」）によるにせよ、大蔵省令（「平成7年タタキ台」）によるにせよ、「課税の公平が維持出来ないと認められる重大な仮装隠蔽、租税の遁脱が客観的に推断される場合」という規定は、抽象的であり、租税法主義に違反する疑いがあるので削除すべきであると思えます。

加えてこのような場合には、犯則調査に該当する事案であり、この規定を設けること自体が論理矛盾です。

また、「社会通念上相当な期間」という文言は、「2週間以上の期間」と明示すべきです。

ところで、「平成7年タタキ台」も指摘するように、「調査の通知とともに調査の範囲及び理由等の開示、終了の通知、立会に関する教示等の法整備」は、「納税者の代理人としての税理士制度が十分に機能していくため」に当連盟も必要であると考えています。

「平成7年タタキ台」はこの法整備を「税務調査手続に関する『税務行政手続』の整備」に求めています。当連盟はとりあえず、税理士法第34条第2項として「調査の目的及び理由についての事前開示」（「当連盟意見」p.19）を求めたいと思います。

5. 出廷陳述権の獲得は急務です。

“「平成7年タタキ台」11税務訴訟における税理士の地位に関する規定（新設）”について「平成8年報告書」改正案を当連盟は全面的に支持します。

「納税申告から不服申立まで一貫して納税者の代理機能を果たしてきた税理士が、代理ないし納税者の援助機能を結実すべき時点で、制度本来の機能を発揮できないことは、納税者の正当な権利・利益救済の見地から妥当ではない」（「平成7年タタキ台」）という考え方には全く同感です。

「税理士の使命達成のため…（中略）…、税理士が訴訟代理人となること」を展望しつつ、当面は「税理士が関与していた事実について訴訟となった場合、当事者又は訴訟代理人と共に出頭し陳述することができること（出廷陳述権）を税理士法上で規定すべき」であることは、今回の改正で、是非とも実現させたい事項の一つです。

ところで、この新設規定が「税理士の職域拡大であるから必要だ」との論議があるようですが、これは誤りです。なぜならば、あくまでも納税者の代理人としての権能から、当然に導き出される規定だからです。

6. 納税者の代理人が、行政庁に監督されるといふ矛盾は、放置できません。

“「平成7年タタキ台」17総会の決議の取消、及び役員の解任、一般的監督、監督上の措置について”

当連盟は、さしあたり現時点では「平成8年報告書」改正案を支持します。

しかし、支持する理由は、「平成7年タタキ台」の改正理由とは異なるものです。

「平成7年タタキ台」の基本的な考え方は、繰り返しになりますが「納税者の代理人たる税理士制度の確立」であり、このことは裏返せば、依然として税理士制度が税務行政の補助機関に止まっているということに対する徹底的な反省から生まれた考え方であろうと思われま

す。

即ち、「平成7年タタキ台」の基本的考え方から演繹すれば、「税理士は租税に関し、国民の権利を擁護すべき使命を有し、また納税者の代理人として、その納税義務を適正に実現すべき責務を有しているのであるから、税務官公署とは、常に対等な立場になければならない」ので、「租税行政庁の税理士に対する監督権を極力排除する」（「当連盟意見p.27」といふことが必要であるから、本改正がなされるべきであると続くのが妥当な結論であると言えます。